

第2期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

第1 計画策定の趣旨

県では、平成24年度から平成26年度までを対象期間とする「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」を策定し、障害のある人の所得向上に取り組んできましたが、所得向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組が必要です。

このため、一般就労が困難な人が利用する就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上の支援及び障害者優先調達の継続的な推進に加え、福祉的就労から一般就労への移行促進を含めて、障害のある人の就労を通じた所得向上に総合的に取り組むこととし、平成27年度からの3年間について、第2期の所得向上計画を策定するものです。

第2 計画の性格・位置付け

この計画は、国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に即した、県内の就労継続支援B型事業所を対象とする工賃向上計画及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条の規定による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針（以下「調達方針」という。）として位置付けます。

第3 計画の期間及び対象事業所

1 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

2 計画の対象事業所

○障害者優先調達の推進に係る部分（第7など）

　優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等

○福祉的就労から一般就労への移行促進に係る部分（第8など）

　就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

○上記以外

　就労継続支援B型事業所

第4 工賃の現状と目標

1 工賃の現状

本県の就労継続支援B型事業所の平均月額工賃は、前回の計画策定前（平成23年度）の11,077円から、計画最終年度の平成26年度には、12,873円へと約16%増加し、一定の成果はあったものの、目標とした16,500円には達しませんでした。

このため、今後3年間の目標月額工賃を改めて設定し、事業者の創意工夫等を促しながら、福祉的就労の充実等を支援します。

2 目標工賃の設定

目標月額工賃は、過去の平均月額工賃の実績及び事業所が目指す3年後の工賃水準等を踏まえて、各年度ごとに5、5%程度の向上を図るものとして、次のとおり設定します。

平成27年度 13,600円

平成28年度 14,300円

平成29年度 15,100円

<参考>

目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、参考値として、時間額による目標工賃を示します。(平成26年度の時間額の実績は、158円)

平成27年度	167円
平成28年度	176円
平成29年度	186円

3 進捗管理

平成29年度までの各年度において、目標工賃に係る達成状況を調査し、県のホームページで公表します。

第5 基本的視点と役割

1 基本的視点

事業所における工賃向上の取組及びそれに対する県の支援においては、「各事業所が社会や地域のニーズを把握し、求められる商品やサービスを自らの特色を活かして提供していく」という視点を基本とします。

また、事業所においては、各事業所の工賃の向上のほか、一般就労への移行による所得の向上、福祉的就労による生活の充実など、各利用者の目標や適性等に配慮した支援を行うものとします。

2 事業所の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があつて初めて実現することから、各事業所は、自らの工賃向上計画に基づき、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めるものとします。

3 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるように、関係施策の充実に努めるとともに、調達方針に基づき障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組み、この計画に掲げる目標達成を目指すものとします。

第6 支援のための具体的方策

1 所得向上支援組織の機能強化

事業所の製品、役務に係る共同受注や販路拡大、情報の収集・提供等の事業所支援の役割を担い、所得向上の中核となる支援組織（以下「支援組織」という。）について、情報発信及び営業面の機能の強化を図ります。

2 商品情報等の集約と受注拡大に係る支援

支援組織等を通じた事業所の製品等に係る情報の集約や、インターネット専用サイトによる効果的なPR、企業等の調達に係る情報の把握等により、複数の事業所による共同受注及び受注の拡大に向けた支援を行います。

3 販路の拡大等に係る支援

各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、官公庁や公共機関の売店などの販売拠点の活用と拡大を図るとともに、支援組織の営業力向上により、事業所の製品等に応じた新たな販路の開拓を進めます。

4 各種研修会の実施等

経営能力の向上に関する研修や優良事例を共有する研修等を実施し、各事業所の管理者及び職員の意識の向上や受注拡大等のためのノウハウの習得を図ります。

5 農業分野での取組の拡大

農産物の生産拡大や農作業の受託促進、地域団体との連携による6次産業化など、事業所の農業分野における取組の拡大を図ります。

6 経済団体等との連携・協力の推進

企業等による事業所の製品の購入や事業所に対する作業の委託、経営指導等について協力が得られるよう経済団体などとの連携・協力を推進するとともに、県が包括協定を締結している企業等による常設販売等の拡大を進めます。

7 地域での連携促進に係る支援

工賃向上に向けた事業所の取組に対し、積極的な支援を行うよう市町村に働きかけるとともに、各地域において市町村等の関係機関と事業所が連携した取組が推進されるよう支援します。

8 事業所における好事例の紹介

工賃向上率の高い事業所や、恒常に工賃の高い事業所その他工賃向上に向けた工夫により成果をあげている事業所の事例を収集し紹介します。

第7 障害者就労施設等からの優先調達の推進

障害のある人の工賃向上を進める上で、官公需の拡大が効果的であることから、別紙の調達方針により、就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の優先調達に取り組みます。

第8 福祉的就労から一般就労への移行促進

障害のある人の所得の向上には、障害福祉サービス事業所の利用による福祉的就労から企業等での一般就労への移行が有効であることから、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象として、職員の意識や支援技術の向上等のための研修等を実施し、各事業所による一般就労への移行の取組を支援します。

第9 計画の見直し

関連制度の改正や県内事業所の状況等に応じて、適宜、この計画の見直しを行います。

<参考> 県平均月額工賃実績の推移

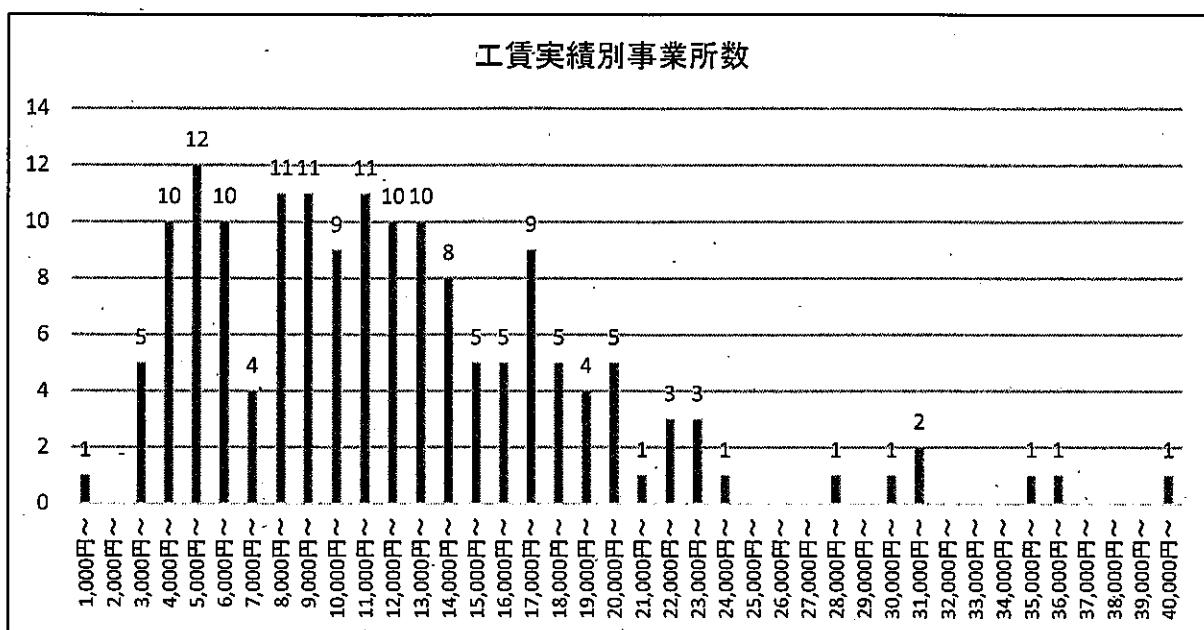
年 度	H24	H25	H26	平均
工賃実績	11,829円	12,126円	12,873円	—
前年対比	6.8%	2.5%	6.2%	5.2%
(参考) 時間額	140円	150円	158円	—

(平成27年7月策定)

資料 1

○平成26年度月額工賃実績の状況(就労継続支援B型事業所)

平成26年度工賃実績について、160の就労継続支援B型事業所から県に報告がありました
が、その内訳等は次のとおりとなっています。



このグラフは、千円刻みで工賃実績(月額)別に事業所の数を見たものです。

最も多い金額帯は、5千円台で12事業所あります。8千円台から1万3千円台の間にかけての
ものが、計62事業所あり、これらで全体の4割近くを占めています。また、平均月額工賃の2倍
(25,746円)を超える事業所が、7つを数えます。

週平均就労時間別平均月額工賃

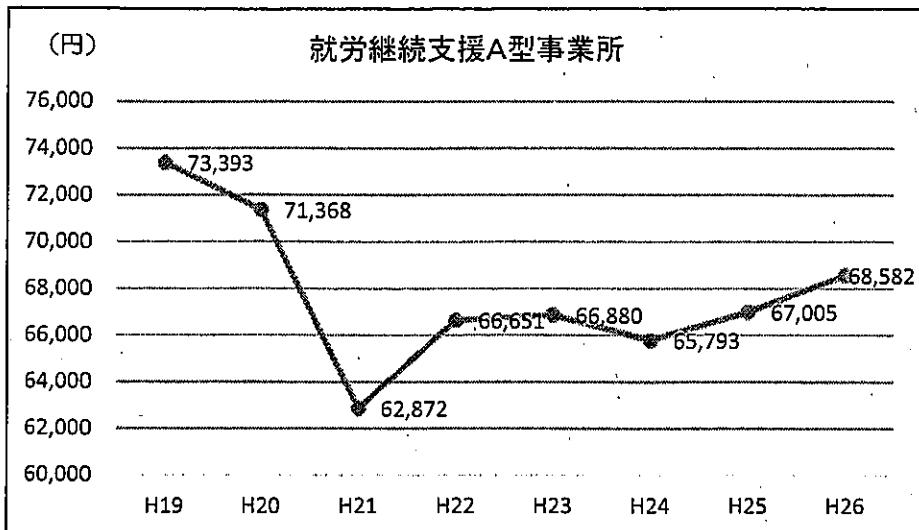
週平均就労時間	事業所数	平均月額工賃
25時間以上	19	19,653円
20～25時間	53	13,877円
15～20時間	42	12,344円
10～15時間	31	10,180円
10時間未満	15	6,484円
1事業所平均18.4時間	160	12,873円

この表は、一人当たりの週平均就労時間ごとに事業所をグループ分けし、グループごとに平
均月額工賃を算出したものです。

週平均就労時間が、20～25時間の事業所が53と最も多く、その平均月額工賃は、13,877円
となっています。週平均就労時間が短くなるにしたがい、平均月額工賃も下がり、10時間未満の
事業所(15事業所)では、6,484円となっています。

なお、事業所全体では、1事業所当たりの週平均就労時間は、18.4時間です。

○月額工賃実績の年度別推移



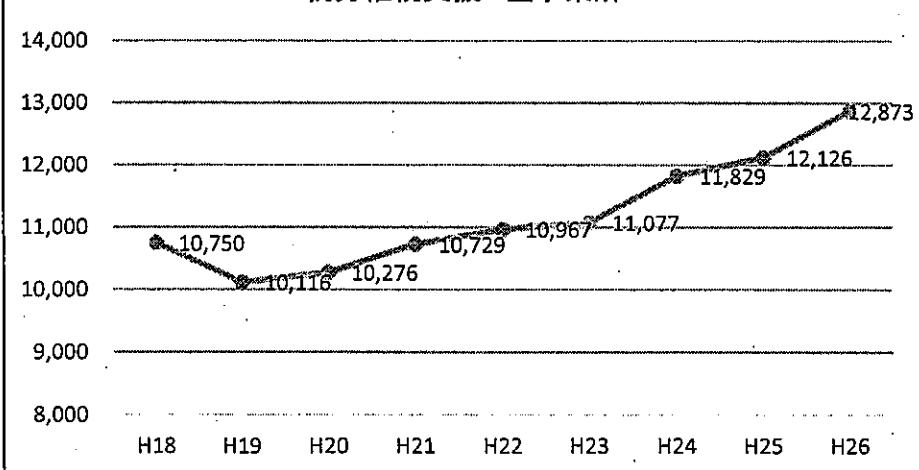
A型事業所は、過去5年間に30事業所から126事業所に急増し、これに伴い定員も大幅に伸びています。

~工賃(賃金)額は、平成22年度以降6万円台後半を維持し、平成24年度に一度減少した以外は、前年度を上回って推移しています。

就労継続支援A型事業所

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
月額工賃(円)	—	73,393	71,368	62,872	66,651	66,880	65,793	67,005	68,582
伸び率	—	—	-2.76%	-11.90%	6.01%	0.34%	-1.63%	1.84%	2.35%
伸び率の平均		-2.76%			-1.85%			0.86%	
事業所数	0	3	9	17	30	53	80	104	126
定員合計(人)	0	40	145	309	542	889	1,339	1,789	2,336

就労継続支援B型事業所



B型事業所(平成23年度までは旧授産施設を含む。)は、過去5年間に111事業所から160事業所へと4割以上増加し、定員も千人以上増加しています。

工賃額は、年度によって伸び率に変動があるものの、毎年度着実に増加しています。

就労継続支援B型事業所

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
月額工賃(円)	10,750	10,116	10,276	10,729	10,967	11,077	11,829	12,126	12,873
伸び率	—	-5.90%	1.58%	4.41%	2.22%	1.00%	6.79%	2.51%	6.16%
伸び率の平均		-2.16%			2.54%			5.15%	
事業所数	81	88	83	97	111	123	134	145	160
定員合計(人)	1,950	2,063	2,027	2,111	2,271	2,455	2,728	3,006	3,331

(H23までは旧授産施設を含む。)

工賃向上を進める上でのポイントと課題

今回の工賃向上計画（事業所計画）の作成に当たり、各就労継続支援B型事業所の皆さんに、前回計画（平成24年度～26年度）を振り返った上、工賃向上に有効であった取組、逆に工賃向上の障害となった要因を分析し報告していただきました。その中に、工賃向上の取組を進める上でのポイントや課題として参考になると思われるものが数多くありましたので、抜粋して御紹介します。

1 工賃向上を進める上でのポイント

(1) 利用者（障害のある人）への支援

- ・ 作業に関わる人それぞれの適性や能力に応じて取り組む内容や時間を工夫するとともに、生活支援を積極的に行っている。
- ・ 利用者の強みを生かした効率的な作業配置、作業人員の増加を狙った補助具の改良、不良品防止のための啓発などを実施した。
- ・ 従来、精神障害者への障害特性に配慮し、調子の安定を優先してきたが、短時間作業の分担で作業の効率化を図るなど、就労ニーズに応じた対応をすることによって、利用者・職員双方の意識が変わり、工賃も上がった。

(2) 地域特性を生かした取組・地域での連携

- ・ 大豆の供給にこと欠かない地域の特性を活用し、豆腐やきざみ油揚げを製造から販売まで一手に行い、地域と連携した地場産業展開を行っている。
- ・ 地元特産品のごぼうを使用したクッキーの商品開発を行い、JA等にも商品を置かせてもらい、販路拡大につながった。
- ・ 地域の高齢化に伴い作付けが困難になった農地を借り受け、稲作を大規模に行つた。できた米は事業所の給食業者に販売することで、多くの収入を得た。
- ・ 井笠地域自立支援協議会の「おかしBOXいかさ」事業に参加。菓子製造と配達業務を担当することで、製造量も格段に増え、工賃向上を図ることができた。

(3) 販売促進の工夫

- ・ 地域におけるバザー等に積極的に参加し販売の促進を図ったことにより、収入増につなげた。
- ・ クッキー、花苗等のパンフレット及び販売注文表を定期的に見直し、写真等で視覚的に訴えるなどの改善を図り、注文数のアップにつなげた。
- ・ 自社生産品を地域の和菓子店、銀行などに常設展示させてもらいPRした。また、自社店舗での常設販売を始めたところ、消費者からの要望を聞けるようになった。
- ・ ピニールハウスを導入し、季節を問わず野菜の収穫を可能とすることで、市内の飲食店などと契約を行い、継続的な野菜の販売を行っている。

(4) 専門家のサポート等の導入

- ・ デザイナーにパッケージデザインの依頼を行い、デザインを活かしたプレゼント用商品や箱入りの進物商品の強化を行い、中元、歳暮等の新たな販売につながった。
- ・ 外部のコンサルタントから、商品の梱包にかかる費用をはじめ、販路、販売形態等について具体的な指導を受け、改善の参考とした。

- ・露地野菜や大豆の栽培技術などについて、JA、或いは営農組合の指導を受け、毎年の作付け面積の増加や収穫増量につながった。
- ・経営セミナーへの参加、福祉系セレクトショップとのパートナーシップ契約などで、事業所の職員にないものを積極的に取り入れた。

(5) 施設外就労の有効活用

- ・施設外で働く目標を、「具体的な就労イメージの獲得」「一般就労への意識向上」におき、利用者が施設外の人と出会うことで地域との接点を感じ、挨拶、相談等の技術が格段にレベルアップする結果となった。
- ・一般就労に資する目的とは別に、工賃向上に特化したユニット編成にして先方と契約を行った結果、定額による安定した売り上げとなった。

(6) 事業（業態）の見直し

- ・クリーニング事業について、業界の今後の成長は難しく工賃向上を目指す上では足かせになると判断し、事業を終了。食品加工事業を柱と位置付け、法人内のみに販売していた惣菜を日替わり弁当に変え、地域への販売に広げた。
- ・作業内容の精査を行い、不適切な作業の廃止・新規作業の導入を行うことにより、年々売り上げを上げることができた。

(7) 所得向上支援組織の活用

- ・岡山県セルプセンターが企画したドラッグストアとの面談会で商品アピールを行い、商品の欠点や職員の弱点が分かった。また、高速サービスエリアでの販売で、県内各種の商品の中で自分たちの立ち位置が確認できた。その結果、販売のための値段の交渉、ディスプレイ等、年々少しずつ進展をみた。
- ・岡山県セルプセンターを通じて、訂正シール貼りやチラシの封入作業を共同受注することができた。

2 工賃向上を進めるまでの課題

(1) 利用者の高齢化及び障害の特性

- ・利用者の高齢化が進行し、外での就労が困難な人が増えている。
- ・通院、入院を繰り返す利用者が数名あり、作業能率が安定しない。重度の障害者に対しては介護的配慮が必要である。
- ・工賃を得るよりも、コミュニケーション訓練や居場所作り、健全な精神の維持など、個々の目標やニーズに合わせた対応を行う必要があり、工賃向上が難しい。

(2) 一般就労等への移行

- ・利用者の就労に対する意識、意欲が高まり、高い時給の利用者が次のステップとして一般就労やA型事業所へ移行したため工賃が低下した。
- ・作業を任されるリーダー的な利用者が一般就労し、大いに喜んだ反面、その利用者が抜けることでのダメージの大きさと人材育成の大切さを実感した。
- ・近くにA型事業所ができたことで、数名の利用者がそちらに移り、事業所の作業能力が低下した。

(3) 経済環境等の影響

- ・企業内作業として労務提供していた企業との契約が、経済事情が理由で終了した。
- ・異常気象や震災の影響で牡蠣養殖の種付けが減り、養殖床の製作量が減少した。
- ・近くにできたコンビニとの競争があり、想定した売り上げが得られていない。

(別紙)

平成27年度岡山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 適用範囲

この方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先事務所（学校、警察署等を含む。）に適用します。

2 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が県内にある、優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等とします。

また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とします。

3 調達の目標

平成27年度は、全庁において、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額以上とすることを目標として設定します。

4 基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

(2) 予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

(3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

(4) 地域的偏在への配慮

出先事務所における当該管轄内の施設からの調達実施や市町村との連携等を通じて、調達に当たって地域的偏在が生じることのないよう努めます。

5 調達の推進のための具体的方策等

(1) 調達の推進体制の整備

障害者就労施設等からの調達に関するセンター機能を保健福祉部（障害福祉課）に設け、障害者就労施設等への調達情報の提供や、施設等や各部局からの問い合わせへの対応を行うとともに、各部局等に対して各施設の取扱商品の一覧など分かりやすい情報を適時適切に提供します。

また、重点的な取組として、実績の高い分野での調達事例や調達手順について情報共有を行い、効果的な推進を図ります。

(2) 隨意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、県財務規則など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

(3) 共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、専用サイト上でのマッチングシステムの活用など、共同受注窓口である岡山県セルプセンターを介した調達の推進に努めます。

(4) 障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。

また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

(5) 障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促します。

(6) 市町村との連携等

適時適切な情報の提供・共有や的確な助言等により、市町村との連携を深めるとともに、地域における市町村と障害者就労施設等との連携した取組を支援し、全県的な調達を推進します。

(7) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

本県では、総合評価落札方式における評価項目に障害者雇用の有無を設定し、公契約における障害者の就業促進に努めます。

6 進行管理等

年度終了後、各部局における調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。

また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めます。

【参考】

○県内の障害者就労施設等 (H27. 4. 1)

- ・障害者支援施設（48施設）
- ・地域活動支援センター（82施設）
- ・就労継続支援A型事業所（130施設）
- ・就労継続支援B型事業所（166施設）
- ・障害者雇用促進法の特例子会社（5社）

○H26年度の本県における調達実績

11,987千円（物品：3,457千円、役務：8,530千円）